

公益財団法人 東華教育文化交流財団

2019年度教育学術文化交流助成金

助成対象事業 募集要項

公益財団法人東華教育文化交流財団は、日中両国間の教育、学術、文化交流を通じて両国間の相互理解と友好増進に寄与する事業の中から、助成対象事業を下記のとおり募集します。

【一、助成対象】

原則として2019年度(2019年4月1日～2020年3月31日)内に実施する事業で、日中両国間の教育、学術、文化交流を通じて両国間の相互理解と友好増進に寄与すると認められるもの。実施する事業主は、個人、団体(非営利団体に限る。)共に可。

【二、助成金額】

助成対象事業として採用が決定された場合、その支給する助成金額は当財団が決定する。従って事業主が希望する助成金額の満額を支給しないことがある。

【三、支給時期等】

助成金は、事業実施の約1ヶ月前に事業主の銀行口座へ振込等により支給する。

【四、応募方法】

事業主が、次の書類を下記【九】に直接郵送すること。(提出された書類は一切返却できません。)

**\* 申請書には、申請者(担当者)の氏名、連絡先、メールアドレスを明記してください。**

1、事業主(主催者等)を証する書類

団体…登記簿謄本(任意団体は不要)、定款又は規約、財務内容が分かる書類、パンフレット等

個人…住民票の写し(個人番号が記載されていないもの)又は戸籍謄本、在職証明書等、経歴・論文目録・研究成果等を記したもの

なお、前年度に当助成金の申請を行った事業主は、上記書類の提出を省略することができる。ただし、名称又は代表者の氏名、事務所の所在地又は住所、連絡先その他重要な変更があった場合には、該当する書類を必ず提出すること。

2、交流相手(共催者、受入先等)を証する書類

上記1、に準ずる。

3、事業計画書及び予算書

事業計画書には、事業の名称、計画、内容、実施時期等を具体的かつ詳細に記載すること。予算書についても同様に記載するとともに、**希望する助成金額を明記**すること。他団体から助成金等を受給する場合には、申請中のものを含め予算書に記載

載すること。(申請中の助成金等は、その旨を明示してください。)

4、その他選考審査委員会が必要とするもの

(1) 事業に関する契約書、招聘書等がある場合には、そのコピー

(2) 助成金を受けようとする事業と過去に同様の事業を行ったことがある場合には、その事業報告書及び収支報告書

必要な場合には、上記の他に追加資料等の提出を求めることがある。

5、返信用の長形3号定形封筒(235mm×120mm 前後の封筒)

[応募者の名称・氏名、住所、郵便番号を記入し、82円切手を貼付したもの。なお海外への返信を希望する場合は90円分の切手を貼付すること。]

\* 上記1～4の書類に規定の様式はありませんが、提出書類はA4サイズの用紙で作成してください。

【五、募集期間】

上記【四】の書類を2019年1月5日から同月20日までに下記【九】に郵送すること。(郵送に限ります。1月20日必着。)

【六、採用の可否及び助成金額の通知】

提出された書類を選考審査委員会にはかり、理事会の承認を得て、採用の可否及び採用された場合には、その支給する助成金額を2019年3月10日までに事業主に通知する。

【七、助成金の支給停止及び返還請求】

次に該当すると認められた場合、助成金の支給停止又は支給された助成金の全部若しくは一部の返還を求めることがある。

- 1、事業を行わなかったとき
- 2、申請書及び関連書類に虚偽の記載があったとき
- 3、助成金が応募内容以外の目的に使用されたとき
- 4、下記【八】の報告書等を提出しなかったとき
- 5、その他助成対象事業としての受給資格を失ったとき

【八、報告書等の提出】

事業主は事業の終了後、概ね1ヶ月以内に次の報告書等を提出すること。

- 1、事業報告書及び収支報告書
- 2、当財団の助成金を受給して、その事業が行われた旨を明記したことが確認できるもの(例：冊子、パネルの写真等)

【九、申請書類等の送付先および問合せ先】

公益財団法人東華教育文化交流財団

〒104-0061 東京都中央区銀座八丁目2番12号

TEL 03-3571-7613

FAX 03-3572-5943

URL: <http://www.donghua.or.jp> E-mail: [info@donghua.or.jp](mailto:info@donghua.or.jp)